

# 使用料見直し指針

平成22年3月

## 策定の趣旨

これまで、合併後に差異のあった使用料について、公平性などの観点から統一を進めてきた。しかし、その算定方法等については、公民館や体育館など施設の種別ごとに設けた独自の基準により対応してきており、市として統一した考えのもとに算定してきたとはいえない状況にある。

そのため、使用料見直し指針を策定し、受益者負担の考え方や使用料の積算根拠の基準を示すことにより、使用料の設定において公平性・透明性を確保するものとする。

なお、使用料の減免制度についても、施設によってその対応に差異が生じている状況にあり、市として統一的な制度運用を図ることが望ましいが、政策的、特例的に行われるものであることから、今後、施設の性格や利用者の範囲など様々な面から検討するものとする。

## 使用料の基本的考え方

### 1 使用料設定に当たっての基本的事項

#### (1) 受益者負担の原則

行政サービスは、基本的に市税により賄われるものであるが、特定の人や特定の利益を受ける行政サービスについては、「受益者負担の原則」に基づき、地方自治法第225条の規定により使用料を徴収することができることになっている。そのため、使用料の算定については、原価計算を行うなど積算根拠を明らかにした上で、受益者に応分の負担を求めるものとする。

#### (2) 負担の公平性の確保

市は、多様な市民ニーズに対応するため、さまざまな施設を設置し、サービスを提供しているが、受益者に一律一律な負担を求めることは適当ではない。使用料の統一に当たっては、地域の実情や利用状況など施設の性格や種別に応じて負担を求める必要があるとともに、負担の公平性を確保するよう努めなければならない。

## 2 使用料の算定方法

使用料は、原則として次の算式により算出するものとする。ただし、算出した使用料が現行料金と著しく異なることにより、市民生活に影響を及ぼす場合など合理的な理由があるときは、使用料の調整ができるものとする。( P 6 参照 )

$$\text{使用料} = \text{A : 単 価} \times \text{B : 性質別負担割合}$$

A : 単価とは、1室(面)当たりの費用又は1人当たりの費用をいう。

( P 3 参照 )

B : 性質別負担割合とは、対象とする施設の性質区分によって定められた受益者が負担する割合をいう。( P 4 参照 )

なお、水道使用料や下水道使用料など上記により算出することが適当でない使用料については、積算根拠や算定方法などを明確にした上で、それぞれの基準を設け、使用料を算定するものとする。

## 3 対象施設

この指針に基づき使用料を算出する施設は、地方自治法第225条に基づき使用料を徴収する施設を対象とする。ただし、次の施設については、この限りでない。

算定方法などが法令等に定められている使用料(国が定める基準に基づき算出する場合を含む。)

例：保育料、障がい児通園施設使用料、市営住宅使用料 など

国・県の使用料に準じて定めている使用料

例：道路占用料、法定外公共物占用料 など

備品などの使用料

例：音響設備使用料、特殊照明使用料 など

営利目的の使用料

例：飲食店や売店等の使用料、営利目的の講演などを行う場合の使用料 など

なお、備品などの使用料や 営利目的の使用料については、この方針に準じ、積算根拠や算定方法などを明確にするものとする。

#### 4 単価の算出方法等

##### (1) 単価の算出方法

単価は、施設の利用形態に応じ、次の区分により算出するものとする。

1室(面)当たりの使用料の場合の単価

会議室や運動公園など、一定の部屋(区画)を貸し切りで利用する場合は、次のとおり、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの費用を計算し、貸出面積に応じ「単価」を算出する。

1室(面)当たりの単価の計算式・・・会議室・運動公園など

**A : 1室(面)当たりの単価**

$$= \frac{(a) 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{時間当たりの費用} \times \text{貸出面積}}$$

(a)  $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの費用

$$= (b) 1\text{ m}^2\text{当たりの年間費用} \div (\text{年間開館時間} \times \text{稼働率})$$

(b)  $1\text{ m}^2$ 当たりの年間費用

$$= C : \text{原 価} \div \text{施設の面積}$$

利用者1人当たりの使用料の場合の単価

温泉施設や美術館など、利用者1人当たりとする場合は、次のとおり「単価」を算出する。

なお、子どもや高齢者の使用料を設定する場合は、減免制度の考え方に基づくものとする。

1人当たりの単価の計算式・・・温泉施設・美術館など

**A : 1人当たりの単価**

$$= C : \text{原 価} \div \text{年間施設利用者数(過去3年間の平均実績)}$$

## (2) 原価の算出方法

原価は、施設の建設からサービスの提供に至るまでの間に要する「人にかかる費用」「物にかかる費用」などすべての経費を対象とし、次のとおり算出する。

なお、災害などにより臨時的に要した費用やサービスの提供に直接関連しない費用及び土地の取得に要した費用については、含まないものとする。

$$C : \text{原 価} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}$$

		算 出 方 法
人 に か か る 費 用	人件費 (退職給与引当金繰入等を含む。)	行政評価における業務量算定表の人件費単価及び事務事業人工数を参考に算出する。 (計算式) 人件費 = 人件費単価 × 事務事業人工数
物 に か か る 費 用	物件費 (賃金・旅費・需用費・役務費・委託料・維持補修費 など)	過去3年間の決算額の平均を参考に算出する。 なお、新規施設の場合は、類似施設を参考に算出する。
	減価償却費	取得時に要した支出額を、耐用年数で年度毎に配分する定額法を用いて算出する。 (計算式) 減価償却費 = 取得価格 ÷ 耐用年数

## 5 性質別負担割合

### (1) 基本的な考え方

市が設置する施設には、日常生活を営む上で生活水準を確保するために欠かすことができない施設がある一方で、日常生活をより便利で快適なものとするための施設もある。

また、それらの施設におけるサービスは、公益性の高いものから民間企業等が実施しているものまで様々である。


そこで、使用料の見直しに当たっては、こうした施設ごとの設置目的やサービスの内容に着目し、単価に対する「受益者負担割合」を決定した上で、使用料を算出するものとする。

## (2) 性質別分類

「施設の設置目的」と「サービスの公益性」の2つの視点により、施設の性質別分類を行うものとする。

施設の設置目的による区分（横軸）

施設の設置目的が基礎的か選択的かにより区分する。

性質	選択的	基礎的（必需的）
		
考え方	日常生活をより便利で快適なものにするため、人によって必要性が異なる施設 (例えば、趣味やレクリエーション施設など)	日常生活を営む上で生活水準を確保するために必要な施設 (例えば、教育施設や福祉施設など)

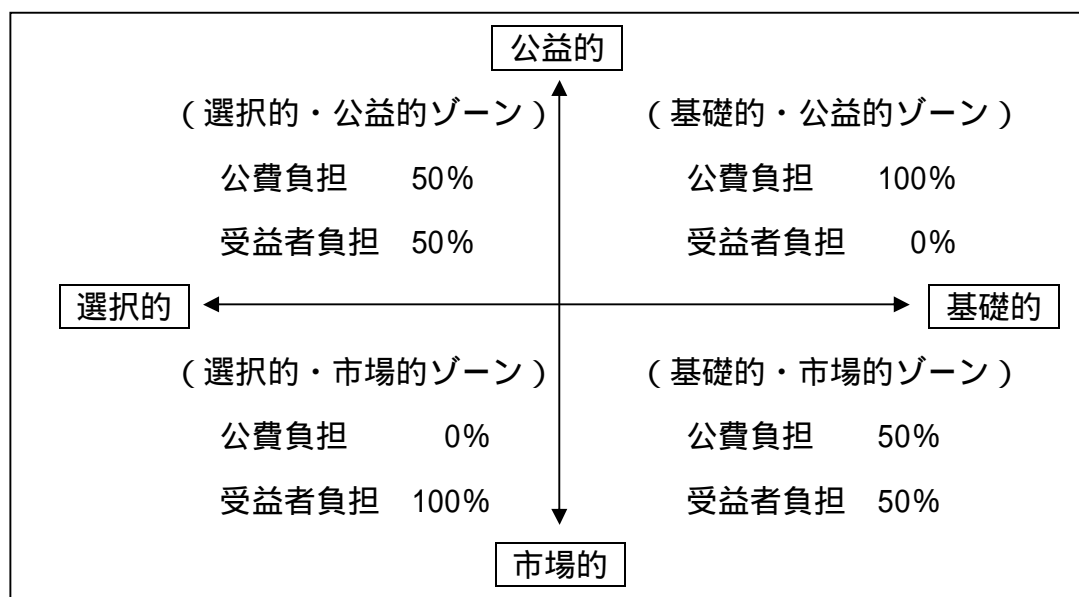
サービスの公益性（縦軸）

施設におけるサービスの内容が公益的か市場的かにより区分する。

性質	考 え 方
公益的	民間による提供が困難な施設 (民間には同種類別のサービスが提供されていない施設、または、提供されにくい施設)
市場的	民間による提供が期待できる施設 (民間にも同種類別のサービスが提供されている施設)

## 負担割合

上記 により分類された各ゾーンの負担割合については、次のとおりとする。



### (3) 公費負担と受益者負担の割合

各施設における公費負担と受益者負担の割合については、別紙1のとおりとする。

### (4) 市民以外の使用料

使用料の公費負担については、基本的には、市民の税金によって賄われていることになる。このため、市民以外の使用料については、上記負担割合に関係なく、原則として、受益者負担を100%とするものとする。

## 6 使用料の激変緩和措置

この指針に基づき使用料を算出した結果、現行の使用料と著しく異なり、施設の運営や他の類似施設とのバランスに影響を及ぼすなど、合理的な理由がある場合は、使用料を調整することができるものとする。この場合において、調整の理由、内容、方法などを明確にしておかなければならないものとする。

## 7 使用料等審議会

この指針に基づき使用料を算定したときには、平成19年6月に定めた「使用料等審議会諮問基準」に照らし合わせ、必要に応じて審議会へ諮問するものとする。

	<p style="text-align: center;"><b>公益的</b></p> <p><b>(選択的・公益的ゾーン)</b></p> <p>【生涯学習施設】</p> <p>6 公民館施設(中央公民館など)</p> <p>7 女性サポートセンター</p> <p>8 勤労青少年ホーム</p> <p>9 報徳今市振興会館</p> <p>【研修施設】</p> <p>10 栗山林業振興会館</p> <p>11 足尾市民センター(会議室)</p> <p>12 活性化センター「銅ふれあい館」</p> <p>13 栗山総合振興会館</p> <p>【運動施設】</p> <p>14 都市公園(有料施設)(今市運動公園など)</p> <p>15 市民運動場(二荒山神社外苑運動場など)</p> <p>16 市体育館(日光体育館など)</p> <p>17 学校開放施設</p> <p>18 プール施設(足尾・藤原・川治)</p> <p>19 スケート施設(日光霧降スケートセンターなど)</p> <p>20 小倉山森林公園(テニスコート)</p> <p>21 湯西川体験農業交流センター(体育館)</p> <p>22 鬼怒川レジャー公園(ゲートボール・テニスコート)</p> <p>23 藤原高齢者福祉センター(体育館)</p> <p>【文化・芸術施設】</p> <p>24 文化会館(今市文化会館)</p> <p>25 文化会館(藤原総合文化会館)</p> <p>26 日光総合会館</p> <p>27 今市宿市縁ひろば</p> <p>28 杉並木公園ギャラリー</p> <p>29 鬼怒川公園野外ステージ</p> <p>30 日光市立小杉放菴記念日光美術館</p>	<p><b>(基礎的・公益的ゾーン)</b></p> <p>【斎場】</p> <p>1 斎場「日光聖苑」</p>
<p style="text-align: center;"><b>選択的</b></p>	<p><b>(選択的・市場的ゾーン)</b></p> <p>【高齢者施設】</p> <p>31 藤原高齢者福祉センター(体育館除く)</p> <p>【観光施設】(見学施設)</p> <p>32 川治ダム資料館</p> <p>33 上三依水生植物園</p> <p>34 中三依湿生園</p> <p>35 日光市銅親水公園(学習センター)</p> <p>36 足尾銅山観光公園</p> <p>37 平家の里</p> <p>【観光施設】(温泉施設)</p> <p>38 温泉保養センター(かたくりの湯)</p> <p>39 温泉保養センター(やしおの湯・日光温泉)</p> <p>40 市営浴場(鬼怒川公園岩風呂・川治温泉薬師の湯)</p> <p>41 市営浴場(上人一休の湯・家康の湯・開運の湯)</p> <p>42 湯の郷湯西川観光センター</p> <p>【観光施設】(宿泊施設)</p> <p>43 交流促進センター</p> <p>44 みよりふるさと体験村キャンプ場</p> <p>45 庚申山荘</p> <p>46 国民宿舎「かじか荘」</p> <p>47 日光市銀山平公園</p> <p>48 土呂部キャンプ場・上栗山オートキャンプ場</p> <p>49 自然体験交流センター「安らぎの森四季」</p> <p>【観光施設】(駐車場施設)</p> <p>50 回数制有料駐車場(西参道・神橋駐車場)</p> <p>51 時間制有料駐車場(日光駅前駐車場)</p> <p>52 時間制有料駐車場(鬼怒川温泉駅前)</p> <p>53 月極め有料駐車場(星ヶ丘・鬼怒川温泉もみじ通り)</p> <p>【農林・商工施設】</p> <p>54 牧場(横川牧場)</p> <p>55 牧場(土呂部・上栗山・三沢原人工授精施設牧場)</p> <p>56 湯西川農産物処理加工実習施設</p> <p>57 日蔭ふれあい館</p> <p>58 日蔭夏いちご生産農場</p> <p>59 公設卸売市場</p> <p>【農林・商工施設】(体験型施設)</p> <p>60 ふれあいの郷小来川</p> <p>61 農山村生活体験の家(平成22年4月1日以降予定)</p> <p>【駐輪場】</p> <p>62 有料自転車駐車場(JR今市駅)</p> <p>【住宅】</p> <p>63 教職員住宅(足尾地域)</p> <p>64 教職員住宅(藤原・栗山地域)</p>	<p><b>(基礎的・市場的ゾーン)</b></p> <p>【墓地・霊園】</p> <p>2 日光市営墓地(藤原地域)</p> <p>3 日光市営墓地(足尾地域)</p> <p>4 日光市営墓地(栗山地域)</p> <p>5 日光市営関東霊園</p>
	<b>市場的</b>	<b>基礎的</b>